

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

- (1) (有) 一円産業 大宜味村字塩屋 8 9 7
 47-008380 代表者 津波 徳正
 (土木A、建築B、管工事A、ほ装A、造園、水道、解体)

2 指名停止措置期間

令和 6 年 1 月 26 日 ~ 令和 6 年 3 月 25 日 (2か月間)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての工事 (下請けを含む)

4 事実概要

(有) 一円産業が受注した北部農林水産振興センター発注の「伊江西部地区畑地かんがい施設工事(R4-1)」において、鋼製異形管における締付けトルクの不足及び不足が疑われる箇所があると認められた。このため、修補を行ったことから契約工期内に工事を完成することができず、124日間の遅延が生じた。

このことは、県と締結した契約に違反し、工事等の相手方として不相当であると判断し、指名停止を行う。

5 指名停止措置理由

本件については、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第7条1項に基づく別表第1第4号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」

別表第1第4号

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内